

## 本学所蔵「北野社宮仕沙汰承仕家資料」所収の中近世文書について(二)

尾下 成 敏

本学所蔵の「北野社宮仕沙汰承仕家資料」は、本学の前身京都橘女子大学が古書肆から購入したものであり、もとは中世・近世の京都の北野社(北野天満宮寺)において社務を担った十川家の所蔵資料である。

文学部歴史学科では二〇一二年・一三年と、この「北野社宮仕沙汰承仕家資料」の調査・整理を続け、二〇一四年には資料目録「京都橘大学所蔵 北野社宮仕沙汰承仕家資料目録」(『京都橘大学大学院研究論集 文学研究科』一二号収録)を公開し、同年以降、学内の共同研究費を得て翻刻作業を行った。その成果は歴史学科編集・発行の『京都橘大学史料研究報告集第五集 京都橘大学収蔵文書五〇選』(二〇一五年二月刊行)・『京都橘大学史料研究報告集第六集 北野社宮仕沙汰承仕家資料・中世史料稿本』(二〇一六年二月刊行)として公開できたが、そのすべてを明らかにできたわけではない。そこで本学の研究紀要において、二〇一六年三月までに翻刻を終えた中世・近世の文書数点を紹介することにした。

ところで今さらではあるが、たかだか数点とはいえ、翻刻してみる

と、その字数は決して少なくないことに気づいた。それゆえ今回は、最も字数の多い「能哲古記地子銭受納帳」(資料番号I-7)と「林善金等連署闕所地売券」(資料番号B-9)を紹介する。

### 凡例

一、翻刻にあたっては、読みやすい本文の作成を目的として、以下の原則にしたがった。

- (1) 原則として現代常用の字体を用い、変体仮名は平仮名になおした。
- (2) 仮名の清濁は原本にしたがった。また読点は編者が適宜補った。
- (3) 文字の抹消については、左傍に「ク」を付した。また抹消された文字が判読不能の場合は「■」で示した。
- (4) 漢字一文字の暈字は「々」に統一した。
- (5) 虫欠損等による不可読文字は、文字数を推定できる場合は

「□」で示した。

(6) 合点は「『』」で示した。「○」は本文中に表記されたものを、そのまま記したものである。

(7) 編者による註記は、文字註を( )に、説明註を\*で示した。  
一、文書の体裁は、原本にしたがうことを原則としたが、読みやすくするため改めたものもある。

一、文中の資料名(文書名)・資料番号は、「京都橘大学所蔵 北野社 宮仕沙汰承仕家資料目録」(『京都橘大学大学院研究論集 文学研究科』 一二号 二〇一四年)における資料名(文書名)・資料番号である。

一、収録資料に含まれる身分差別に関わる用語・表記については、差別の史実を認識する立場からそのまま掲載した。それは、人権問題を正しく理解し差別の解消を図ることを目的とするためである。

### 1 能哲古記地子銭受納帳(資料番号1-7)

(表紙・後筆)

(黒印) 永祿五年七月

能哲古記地子銭受納帳

(黒印) 同至元亀之初

(二丁目・後筆)

能哲所記、紙数十四枚

(綴じ目)

\*一丁目綴じ目ニ黒印ヲ捺ス、二丁目以降モ同ジ

一 西京屋敷地子銭之事

一同たいたん弥七地子銭之事

一 石黒四郎左衛門尉地子事

一 松本宗茂方役者銭事

大福帳

一 三月三日御借錢之事

一 菊亭殿御寄進柏野島地子銭之事也、

一 麦納銭之事

能哲(花押)

\*斜メ太線内ノ記載ハ、楮紙ノ上ニ記ス、以下同ジ

(後筆)

一 始

(二丁目)

一 請取菊亭殿御寄進柏野島地子銭之事

合式貫文者、此外五百文、岡田宗忠入道代官徳分也、

右、所請取状如件、

永祿五年七月十四日

一 請取菊亭殿御寄進柏野島地子銭之事

合式貫文者、此外五百文、岡田宗忠入道代官徳分也、

右、所請取状如件、

永祿五年十二月卅日

(綴じ目)

五年請取分、六年六月廿五日ニ此分遣候、委細者日々記ニ在之、

一請取申菊亭殿御寄進柏野島地子錢之事

合式貫文者、此外五百文、岡田宗忠入道代官徳分也、

右、所納所如件、

永祿六年七月十四日

(後筆)

二

(三丁目)

\*記載ナシ

(綴じ目)

永祿六年七月六日

麦納錢之事

一本郷与七郎弁

壹貫文之内、百文不進也、

同

一緒菅右近助弁

(文脱カ)  
二百五十請取候、但米□上候、

壹貫六百五十七文之内、不進八百五十七文也、此内四百文、

『吉積民部入道請乞也、緒菅方之不進四百六五十七文也、

一同下行方事

三百文 八嶋屋御供分

七百元 衆中

百文 奉行 貞福院召之

百文 執行 貞福院召之

(後筆)

三

(四丁目)

百文 目代

百文 役者分、能哲・能福兩人

右此分也、此外者徳分也、彼兩人不沙汰候者奉行申候て、

(細川藤孝)  
細河兵部大夫殿御中間を以催促申候て為出申候、

永祿六年七月十四日

(公彦)  
一菊亭殿御寄進柏野島地子錢事

式百文、且納

八百文持来候、此内百廿文悪錢返之候、八百七十七文、昨日式十疋都合して請取申候、此内能重借錢ニ利本三百四十

文返弁候、

(綴じ目)

菊亭殿へ礼物之内先日百疋、今日十八日五百文、借状ニ式  
十疋相副持遣之候、以上壹貫七百文參候、弥次郎ニ式十疋  
之内先十疋先日遣候、

十九日二

宗忠方にて地子方ニ酒一德利卅五文、

九月一日

十六日

式百文宗忠持来候、則十疋菊亭殿へ進上申候、同卷数□上  
時、□疋參候、

一西京地子錢之事

『葉師堂前屋敷之(野)之分十七文出候、

同西分且十文出候、八文未進、

『たいたん弥七屋敷地子錢百文、去年十二月分相濟候、請取

重而可遣候、当納一円未進也、

(後筆)

四

(五丁目)

永祿六、七月十四日

一葉師堂九月九日役錢、三百卅文未進之内百文請取候、

永祿六、七、十四日

一貳百文 地子錢、石黒■四郎左衛門尉方より請取候、去十

二分百文未進也、其都合七百文余在之由候、

永祿六、後十二月卅日

一貳百文 地子錢、石黒方より請取候、

(綴じ目)

一宗忠方より五十文方ニ米八舛八合持候、但五十文方ニ壹舛

二合不足也、重而算用可申候由申遣候也、

九月十六日

一宗忠地子錢百五十文持来候、

十月十五日

一宗忠方よりわら廿四丸持候、代百文也、

十月十九日

一宗忠地子錢百四十八文持来候、

十月廿日

一宗忠方よりわら廿八丸持候、代百文也、

十月廿一日

一菊亭殿へ十疋持進上候、前々都合して七月分百疋參候、去

十二月分合式百疋也、

十一月十二日

一宗忠地子錢式十疋持来候、

前々合壹貫八百六十文歟、

壬十二、十二日

一宗忠地子錢百五十七文、

以上壹貫九百卅五文歟、

(後筆)

五

(六丁目)

一 西京たいたん弥七地子銭方ニ草廿一束請取候、代百文、

壬十二月廿五日

一 宗忠地子銭六十二文持来候、

合貳貫文也、七月分請取遣候、

永禄六年後十二月卅日

一 壹貫文、宗忠地子銭納候、先日五十疋借用候、

但七年正月十二日ニ

一 百文、宗忠持来候、

同三月四日ニ

一 百八十二文、宗忠地子銭持来候、

一 五十文、宗忠方より、但能重方より立用之、

六年後十二月卅日

一 貳百文、石黒方より地子銭取之、

同後十二月廿日

竹岡九郎兵廻

一 『十一文上、薬師堂前地子取、

『去年分八文、当年六〇合、十五文未進也、

八文未進也

一 十文上、薬師堂(野)之の地子銭取也、壹所を三分也、

(綴じ目)

一 宗地方にて地子方ニ酒取候、卅文、

一 四百文、菊亭殿へ御礼物内進上申候、御方様へ(菊亭晴季)貳十疋、

一 十疋、菊亭殿へ御礼物内参候、

一 貳十疋、菊亭殿へ御礼物内参候、

合七百文参候也、

永禄七年七月六日

一 麦納銭之事

『壹貫文之内

本郷与七郎弁

『但此内貳百文不進、三郎衛門請取也、

同

一 壹貫六百五十七文

(右近助) 緒菅弁

但此内八百文納所也、『貳百文ハ吉積(民部入道)入道請乞、則書

状アリ、緒菅前不進、

(文脱力) 此内三百五十請取候、

〇六百五十七文也、

同社家支配之事

(後筆)

六

(七丁目)

三百文

八嶋屋へ下行候、

但此内式百文不進、

七百文 衆中支配

百文 目代

百文 奉行分、貞福院召之、

百文 執行分、妙藏院召之、

百文 兩役者、我等五十文給候、能福方へ四十九文遣候、

永七 十月十三日

一宗忠方より百文地子持来候、

『以上、沓貫九百六十二文歟、

『納野島菊亭殿御寄進地子錢事

合式貫文者、此外五百文、代官徳分として宗忠へ遣之候、

右、所請取申状如件、

永祿六年後十二月卅日

但永祿七年十二月算用して遣候也、

(綴じ目)

一請取申屋地子錢之事

合八十文者、大宮たいたん弥七弁、

右、所請取申状如件、

永祿六年十二月卅日

一旦請取屋地子錢之事

合四十文者、大宮たいたん弥七弁、

右、所請取申状如件、

永祿七年七月十四日

一旦請取藥師堂裏之屋地子錢事

合十七文者、但此内四文未進、去年十二月八文未進、合十二

文未進也、

永祿七年七月十四日

一藥師堂前之(野)と相合也、十八文出候、但一円未進也、竹岡九

郎兵廻百姓也、

永祿七、月分

(後筆)

七

(八丁目)

永祿七年

一去三月三日御借錢之事

合六百五十文之内百文用捨候、残而四百文且請取候、

永祿七、七月十四日二

一三月三日御借錢百文請取候、『残而五十文未進也、

一 柏野島菊亭殿御寄進地子錢事

合老貫参百文、宗忠持来候、(岡田)

右、且請取状如件、

永禄七年七月十四日

(後筆)

八

(九丁目)

『一六十文、地子銭宗忠持来候、(岡田)

一 菊亭殿へ御礼物之内、去十二月分七百文進上候、其都合三

百文、只今七月分三十疋、合六百文持進上候、書状参候也、

(綴じ目)

八月十八日

『一 式百文、地子銭宗忠持来候、

九月十四日

一 式百文、菊亭殿へ御礼物之内持参申候、松千世申次にて、

あちやへあつけ申候、去七月分都合五十疋進上申候、

卷数同前、

十月

一 式百文、御礼物之内進上候、

十月

『一 式百文、地子銭宗忠持来候、

一 菊亭殿へ草五束進上申候、旧例也、

十二月二日

『一 十疋、地子銭宗忠方より取候、則菊亭殿へもたせ遣候、高

木越中返事在之、

十二月十四日

『一 十疋、地子銭宗忠持来候、卅七文、同前、未進分六十文也、

十二月廿七日  
一 式百文、菊亭殿へ七月分御礼百疋之分相済候、(公彦)

永禄七、十二月廿九日

一 菊亭殿御寄進地子銭之事、

且老貫文宗忠持来候、

御礼物之内五百文進上候、但正月五日ニ持参申候、

一 永禄五年十二月分より役者之儀被申付、吉積民部入道方未進

ニ、(禪興)松梅院より催促被入、四貫文納所候、同六年分緒菅方之

前未進老貫式百文在之、佗言可申候由申間、重而之儀たるへ

きのよし申候て、同七年十二月分、緒菅分且

(綴じ目)

一 老貫文請取候、吉積方戸引ニ付而一円未進也、老貫能福・我

等分にて五十疋宛取申候也、

永禄七、十二月分

一 西京竹岡九郎兵衛地子銭事、十七文請取候、但去七月分未進

也、当納ニ草わら取候、重而算用可申候也、

同

一西京薬師堂之<sup>(野)</sup>の屋敷地子十八文請取候、但前々未進十二文アリ、重而算用可申也、

同

一石黒四郎左衛門方地子銭□

／ 合式百文者請取申候也、則弥次郎給分ニ遣候也、

(後筆)

九

(十丁目)

／ 『一宗忠地子銭之方ニ酒式百六十文まいり候、度々合也、

永禄八、正、五日

(公彦)

一菊亭殿へ御礼物、去十二月分五十■正持参申候、残而五十疋也、

永禄八、四、三日

一菊亭殿へ御礼物之内、去十二月分式十疋持遣候、

同、五月十八日

一菊亭殿へ式十疋御礼物内持参申候、卷数同前、式百文者十二月分也、残而十疋也、

同、七月十四日

一菊亭殿へ御礼物之残十疋持進候、十二月分相済候、御き一盆進

上申候、旧例也、

同、七月六日

七月六

一永禄八年麦納銭之事

一 壹貫六百五十七文之内、且壹貫文請取候、

(右近助)

一 緒菅分、度々ニ米□にて参候、代四百卅六文、未進式百式十七文也、

／ 一同年七月六日麦納銭之事

(綴じ目)

／ 一 壹貫文之内、且五百文請取候、本郷与七郎分未進上候ハ一行

にて、九月中ニ可致沙汰之由侘言申也、

一 永禄六七兩年未進、緒菅分七百六十四文在之、八年未進式百

廿一文在之、合九百八十五文□、

『永禄八年七月十四日

一 柏野島地子銭之事

○此内八十四文悪銭かへし申候、

且々五百文請取申候、宗忠持来候、合〇壹貫七百四十八文、

残而未進式百五十文也、

三百四■文

同

『一西京堂<sup>(野)</sup>之之地子銭、去年十二月分十七文出候、七月分一円未

進也、

同

『一同堂前十七文出候、去十二月分也、当納一円未進也、

同

／ 『一菊亭殿へ御礼、残十疋にて相済候、

(後筆)

十

(十一丁目)

／ 同



一石黒四郎左衛門尉地子銭之事、貳百文請取候也、

『一納柏野島菊亭殿御寄進地子銭事、  
(公彦)

合式貫文者、此外五百文代官徳分として宗忠へ進之候、  
(圖出)

右、所請取申状如件、

永禄七年七月十四日

『一納柏野島菊亭殿御寄進地子銭之事

合式貫文者、此外五百文代官徳分として宗忠へ進之候、

右、所請取申状如件、

永禄七年十二月卅日

永禄八、十二月卅日

一西京薬師堂(野)之十七文之請取遣候、去七月分用捨候、

同

／ 一同前の地子十文まいり候、八文

(綴じ目)

＼ 未進也、

同

一たいたん(弥七)地子八十文、前三草にてまいり候、

同

一石黒(四郎左衛門尉)地子銭百文まいり候、百文未進也、

『永禄八、十二月卅日

三百七文

但悪銭百九十文かへし候也、

一柏野島地子銭且々壹貫五百文請取候、〇前々未進等重而算用

可申也、

同

一役者銭貳貫二百文且請取申候、但壹貫文者符付候間、そのま、置候、六百文先々相分也、但後日ニ、符付たる壹貫文えり候てとり候、

『一宗忠方より廿五文請取申也、

永■九年之内

一菊亭殿へ御礼物三十疋預ケ申候、

同 永九、七月十三日ニ

／ 一菊亭殿へ御礼物二十疋預ケ申候、

(後筆)

十一

(十二丁目)

＼ 一九年五月廿六日ニ如此申遣候、

態令啓候、仍麦納之未進之儀ニ度々以使者申候へ共、御無沙汰無由候、拙者方へ従各催促可被入之由候間、左候ハ、

其方仰可申、今■迄御等閑無之付而、色々申延候、急度御馳走候て可被下候、以前々以日記申候つる大事、此分かと

存候、相違候ハ、可承候、

一永禄六年分不進四百五十文歟、一同七年分三百七文歟、一

同八年未進貳百廿一文歟、又者九百八十五文にて候歟、急

度此時分御調法可然存候、於御由斷者使者を引可申候、  
早々我等如在

(綴じ目)

にて、いあるましく候、御届として申候、恐々謹言、  
(緒菅右近助)  
緒 右

御宿所

『永九、七月九日

一宗忠方より三十疋請取申候、但米にて参候、  
(岡田)

『永九、七月十四日

一宗忠方より八百五十六文、

『永九、七月分

一西京たいたん(弥七)三十五文色々にて請取候、

永九、七月

一堂のまへ地子銭六文参候、但夕(夕顔)かホ二、瓜二まいり候、去

十二月未進八文二六文参候也、去々年七月分一円未進也、

(後筆)

十二

(十三丁目)

(公彦)  
菊亭殿御寄進分

一柏野島地子銭之事

合式貫文者、此外五百文代官徳分二宗忠へ進之候、  
(岡田)

右、所請取申状如件、

永禄八年七月十四日

右之請取申分算用して都合請取候、如此遣候、

一柏野島地子銭之事

合式貫文者、此外五百文代官徳分二宗忠へ遣候、

右、所請取申状如件、

永禄九年十二月卅日

右之請取申分都合して請取遣候、

永九、七月十四日

一柏野島地子銭之事

前々請取申分算用

(綴じ目)

して、去十二月分請取進之候、当納百四十八文也、其後式

百文、柴四東代四十文請取候、

永禄九、七月七日

一麦納銭之事、小島源左衛門尉被申分候へ共、不成事牟人仕

候て、緒菅(緒菅右近助)罷出、御供まいらせ候、但御供遅々候て、

九月十一日ニまいり候、御借銭未進無之候、

永九年九月廿九日

一三月三日御供銭十疋未進出候、相済申也、

永禄九、七月十一日分請取遣候、十年六月廿日ニ算用して上也、

一 柏野島菊亭殿御寄進地子銭事、

合式貫文者、此外五百文代官徳として宗忠へ進之候、

右、所請取申状如件、

永禄九年七月十四日

(後筆)

十三

(十四丁目)

永禄九年十二月分且々請取申候、五百五十七文也、前々  
算用、十年六月廿日ニして、九年七月分皆済遣候也、

納柏野島菊亭殿御寄進地子銭事

合式貫文者、此外五百文代官徳として宗忠へ進之、

右、所請取申状如件、

永禄九年十二月卅日

前々少々柴代算用して永禄十年十二月廿六日ニ如此候、

けんぎ元年十二月廿九日

卅文 や七 にしのきやう

けんぎ二ねん七月廿日

五文 や七 まめにて

同九日、かす卅

四十五文 同うりにて

同十四日

五文 うり

三文 まめ

十文 □平

(綴じ目)

けんぎ元ねん十二月卅日、はうへいついのしや□□、

二 卯 六合 (六郎) ろくらうにて

二 卯 六合 にしのきやうにて (六郎衛門) ろくらうゑもん□□

あかますにて一舛、わりぎ一は、な・はそへ申て、お

さむるなり、

元龜二年十二月六日

一七六日之日たいたん、な十六そく、地子銭之かたニわら

べに持給候、弥七か事也、

けんぎ二ねん十二月廿八日

にしきのきやう

二 舛 六合 ろくらうゑもん

くし物、な二は、はりき二八あひそひ申候なり、

元龜二年極月廿九日ニ別明一斗、朱舛にて公事物、な一は、

破木

永禄十一年(二五六八)、織田信長が足利義昭を奉じて入京するが、本資料は、その六年前に当たたる永禄五年から記載が始まり、元龜二年(二五七一)を最後に記載が見られなくなる。最後のほうの記述、すなわち「元龜二年極月廿九日ニ別明一斗、朱舛にて公事物、な一は、破木」であるが、この後にも本来は記述が存在したと見られる。「破木」の後にその数量を示す記載が存在したと推測されるためである。恐らく作成から暫く後に、これらを記す部分が失われ、後半が欠けた状態で伝来したと想定される。

説明が前後するが、本資料の形状は横帳であり、寸法は縦一一・二センチメートル、横三〇・二センチメートルである。美濃紙の上に楮紙を貼り付けた状態となっている。美濃紙が江戸時代の史料によく用いられることを踏まえるなら、こうした状態になるのは、江戸時代のことであった可能性がある。すなわち当該期に、戦国時代に作成された楮紙の古文書を美濃紙の上に貼り付けて保存したとも考えられるのである。

本資料の記主についても述べておく。(ア)永禄四年に北野社の沙汰承仕職に補任された同社の社僧能哲<sup>(1)</sup>の花押が一丁目に存在する点、(イ)四丁目および七丁目に北野社僧の能福と能哲の両名が「役者」として見えるが、能福については「能福」と記すのに対し、能哲については「我等」と記すことから(七丁目)、記主は能哲と想定してよいの

ではないか。

内容について述べる。記載が見られる時期に注目するなら、本資料は信長入京前後の京都や北野社について知り得る資料と言える。筆者の関心が入り込んでしまうが、(1)北野社は同社周辺の柏野や西京で収取を行っていたが、その際、悪銭で地子銭が納入されることがあり、北野社がそれらを返却した事実は興味深い(四丁目・十丁目・十一丁目)。当時の京都で悪銭が広汎に流通していたことは幾度となく指摘されているが、こうした北野社領における事例は、右の指摘を補強する材料となり得よう。また(2)麦納銭・地子銭の「未進」「不進」に関する記載が多数見られる点も興味深い。北野社に納入されていない麦納銭・地子銭の存在から、こうした得分の維持が困難になるくらい同社の所領支配が困難な状況となっていたのか。それとも、この時期の京都周辺の武家領・公家領・寺社領では「未進」「不進」が頻繁に起こり、北野社もその例外ではなかったと見るべきかは、考えてみてもよいのではなからうか。なお、本資料には永禄十一年・同十二年についての記載が見られない。信長入京に伴う政治的・社会的変動とこの事との間に関わりがあるのかどうかについては、今は不明と断言できない。

## 2 林善金等連署關所地売券(資料番号B-9)

(花押印)

永代直銭四貫文ニ売渡申關所知之事<sup>(地)</sup>

一 西京葛納神用之外徳分之事、

一 柏野畠之事、一 今小路屋敷地子銭壹ヶ所行季二百文、彦三郎分、一

同壹ヶ所孫左衛門分、行季二八拾文、一 壹ヶ所太郎衛門分、行季二

百卅文也、今小路此屋敷三ヶ所内より者、御本役行季二五拾文宛、

当門様仁可被參上事、一 北畠之内藪壹ヶ所御地子、行季二五拾文可

有納所事、

右、此外諸役無之、若為何時共違乱煩申輩出来者、從 当門様可

被仰分之旨候、随而我等両三人も其明目可申着也、仍此分永代売

券状如件、

竹内宮御門跡雜掌 林出雲

永祿六年卯月廿六日 善金(花押)

目代

慶世(花押)

因幡

心碩(花押)

能哲

能重

本文書の形状は縦紙であり、寸法は縦二七・八センチメートル、横四四・〇センチメートルである。料紙は楮紙である。

差出人の林善金は、「竹内宮門跡雜掌」という記載から、曼殊院門跡の覚恕に仕える人物と判断できる。「永祿八年目代慶世引付」の永祿八年五月二十六日条によれば、彼の通称は「出雲入道」であった。<sup>(2)</sup>

なお、曼殊院門跡は北野社の別当職を兼ねている。

慶世は、差出の「目代」という記載から、北野社の目代を務めていた人物と判断できる。心碩は、差出から「因幡」と呼ばれていたことがうかがえ、「永祿六年目代慶世引付」永祿六年三月十八日条によると、門跡覚恕の命で上使を務めている。<sup>(3)</sup>

宛名に見える能哲は、「永祿六年目代慶世引付」永祿六年正月一日条によれば、この年は北野社の公文承仕を務めている。<sup>(4)</sup> 能重は慶世の引付をはじめとする北野社関係の古記録に幾度となく登場し、さきに紹介した「能哲古記地子銭受納帳」にも見える。彼も北野社の社僧ではなからうか。

本文書は、能哲・能重の両人に対し、西京の神用の葛以外の徳分や、柏野の畠をはじめとする闕所地を銭四貫文で永代売した際に作成された売券である。林善金や慶世、心碩の立場や「從 当門様可被仰分之旨候」に留意するなら、北野社別当を兼ねる曼殊院門跡覚恕の了解のもとで、永代売が行われたことは確かであろう。

注

- (1) 細川涼一「中世の北野社と宮仕沙汰承仕家」(細川『日本中世の社会と寺社』思文閣出版 二〇一三年、初出一九九八年)。
- (2) 「永祿八年目代慶世引付」永祿八年五月二十六日条(北野天満宮史料刊行会編『北野天満宮史料 目代日記 収録 北野天満宮発行)。
- (3) 「永祿六年目代慶世引付」永祿六年三月十八日条(前掲註2『北野天満宮史料 目代日記』収録)。
- (4) 「永祿六年目代慶世引付」永祿六年正月一日条(前掲註2『北野天満宮史料 目代日記』収録)。